

多様な法曹を短期間で育成する 法曹養成制度改革が必要

司法制度
改革検討PT
(2013年度)

委員長
富山 和彦

法科大学院を中心とする新しい法曹養成制度が始まってから約10年が経過したが、目標とされた司法試験合格者数は達成できず、資格取得後も就職先が確保できないなど、課題は山積する。一方、ビジネスシーンで、法律と不可分の課題に直面する企業は増えている。法的素養を持つ人材を活用できる社会にするため、求められる改革は何か。富山委員長が語った。

法曹志望者と社会のニーズを満たせない現行制度

今の制度は法曹を目指す人からすると、法曹になるまでの時間が長過ぎるし、確実にになれるわけでもない。仮に苦勞してなっても、法廷実務を中心に活躍する法曹という枠内では仕事が少ない。つまり、多大なリスクとコストに対し、見合ったリターンが得られないわけです。だから新司法試験の受験者数も減っているのです。

一方、社会のニーズはどうか。今は、

法化社会と呼ばれるように、ビジネスの場で法律の知見を持った人材のニーズが高まっています。いわゆる法務部業務ではなく、M&Aや知的財産権、独占禁止法等の競争法が分かる、ジェネラルな人材です。そうしたリーガルイシューは、グローバルにビジネスを展開する企業では日常的に発生するものだからです。多くの海外企業には法曹資格を持つマネジメント層がいるのに対し、日本企業の側は弁護士に相談する他ない。これでは国際競争に勝てるはずもありません。

しかし、今の法曹教育が目指すものは、あくまでも法廷実務の枠内の法曹という域を出ていません。加えて法曹資格を取得した人は年齢を重ねているため、企業側も採用しにくい。そこに大きなミスマッチが存在しています。

徹底したソクラテス・メソッドでリーガルマインドを鍛え上げる

ならば、その両方にミートする仕組みをいかにして作るか。従来型の法曹だけでなく、企業法務に特化した法曹、あるいは行政機関等で活躍する法曹といった多様な法曹を、より短期間で育成する仕組み作りが必要です。

現行の教育制度では法曹になるまでに最短でも7年かかります。個人的には4～5年程度で十分だと思っています。

むしろ社会に出てからの実務教育を充実させるべきです。また、社会人から法科大学院に進む人は、より短い期間で資格を取得できるようにすべきです。

法曹の資質がある学生を短期間で育成するためには、法科大学院の数を絞り、入学時のスクリーニングをより厳しくすることです。第一、これほどまでに大学院数、教員数、学生数が多いと、本来法曹教育で求められるはずのソクラテス・メソッド(異なる立場に分かれ、討論を通じて学ぶ学習方式)を行うことには無理があり、学生の質の担保は図れません。

現在のように多岐にわたる教科をすべてカリキュラムに盛り込み、試験する必要はないのです。むしろ徹底して教えるべきことは、基本的な法学の考え方、いわゆるリーガルマインドです。では基礎法学とは何かと云えば、ある問題が起きている状況下で、利害対立がどこにあるのか、本質的に考慮すべき項目は何かを見抜き、どちらを勝たせることが合理的かを考える手法のことです。そのような思考訓練はソクラテス・メソッドでこそ養われるものであり、法解釈の問題ではないのです。

そうした意味では、従来型の法学部教育は必要ではなく、むしろ法哲学などの人文科学や政治・経済学系の社会科学に振ってしまった方が良いと思



富山 和彦 委員長

経営共創基盤 代表取締役CEO

1960年東京都生まれ。84年司法試験合格、85年東京大学法学部卒、スタンフォード大学経営学修士・公共経営課程修了。2003年4月に産業再生機構取締役専務兼業務執行最高責任者に就任、07年より現職。00年12月経済同友会入会。07～12年度幹事、13年度より副代表幹事、改革推進プラットフォーム事務局長。13年度司法制度改革検討PT委員長、サービス産業生産性向上委員会委員長。14年度産業構造改革PT委員長、司法制度改革担当副代表幹事。

ます。法解釈学は、欧米の法律を日本に導入する官僚を育てる近代化の時代に、求められたものです。

欧米に模範のない課題先進国である日本では今、法創造能力こそが求められます。基礎的な教養と、ものの考え

方が問われるのが現代の法曹のはずで、それを教える場に、法学部なり法科大学院なりは変わっていかなくてはならないのではないのでしょうか。

試験ができるだけの人ではなく、きちんと法的素養を備えた人が世に出て

きた時、今度は受け入れる社会の姿勢が問われます。ビジネスや社会で日常的に発生する法的問題に、どのように法曹人材を活かせるか。経営者の皆さまには、ぜひ、その点を考えてもらえればと思います。

提言概要 **社会のニーズに質・量の両面から応える法曹の育成を** (5月9日発表)

現在の法曹養成制度の問題と具体策

持続的な経済成長を遂げる社会を実現し、国民生活をさらに豊かにするためには、「法廷実務家」という最狭義の法曹に加え、「企業法務」という狭義の法曹、さらには企業をはじめ、行政や政治、福祉や教育の現場で「ジェネラリスト的に活躍する」広義の法曹の養成が、必要な時代になっている。法曹養成制度の検討にあたっては、これらの社会ニーズに応じた質・量の法曹を養成することを踏まえなければならない。

そこで、抜本的な制度変更により、法曹を目指してから資格を取得するまでの平均期間を短縮化し、より多くの法曹有資格者が他の大学院卒業生同様に20代の早いうちに働き始め、そこから多様な進路を選択できる環境を整備することを求める。これは、職業人生の途中から法曹を目指す者にとっては、人生の過大なコストとリスクを負担せずその道が拓かれることを意味し、法曹の多様性や人間的な深みを増す効果も期待できる。

具体策1 司法試験の合格率を引き上げて少数精鋭の法科大学院での教育の充実を図る

司法試験の合格率を引き上げるための具体的な方策は、合格者3,000人へと拡大を進める一方で、作り過ぎた法科大学院の淘汰を進めて定員を絞り、法科大学院修了生のほとんどが司法試験に合格する制度へと移行することが適当である。また、社会が求

める法曹の役割の拡大に対応していくとともに、学生の受験勉強の負担を軽くするために、司法試験の問題や合格基準を見直すべきである。他方、法科大学院の教科内容、学生への要求水準については高度化し、単位取得も厳格化すべきである。

具体策2 予備試験を廃止し、法科大学院教育におけるプロセス教育を通じて多様な法曹を育てる

予備試験の存在は、法科大学院によるプロセス教育、ひいては法曹養成制度改革の基本理念を否定するもの(超難関だった旧司法試験へ実質的に回帰するもの)であるから、廃止するべきである。予備試験の趣旨の一つである、学費のサポートについては奨

学金支援を充実させるべきである。もう一つの趣旨は、学び直しの必要性のない者に対する特別ルートの提供だが、これについては、弁護士認定制度の拡大や法科大学院に1年コースを設置することによって達成するべきである。

具体策3 法科大学院に柔軟な制度設計を認め、教育期間の短縮と教育の多様化を図る

例えば、「科目履修免除試験」の活用や夏学期の活用などにより、期間短縮コース(3年を2年に、2年を1年に)の設定を導入すべきである。また、他のプロフェッショナル・スクール(MBAコースや会計大学院、公共政策大学院、海外のLLM等)と

のジョイント・ディグリーの設定などを積極的に図るべきである。他方で、現在、導入が検討されている共通到達度確認試験は、法科大学院教育をさらに試験対策化させ、多様な教育を奪う機会となりにかねないため、導入するべきではない。

具体策4 法科大学院の教育を充実させ、従来型の司法研修所は、裁判官・検察官を養成する機能に特化する

司法修習については、法曹資格取得の一律の前提要件とはせず、司法試験合格者が、その後の進路に合わせて選択的に科目を履修できる選択必修型の研修制度に転換していくことも考えられる。また、司法修習を終了しないと弁護士になれないという現在の仕組みは、司法試験合格者が若い時から多様なフィールドで活

躍する機会を奪うことにもなりかねない。この点でも、従来の司法修習の位置付けは転換すべきである。他方で、裁判官・検察官という高い公共性を有する法曹を養成するため、司法研修所の機能の一部は、優れた法曹有資格者を裁判官・検察官へ登用する前に訓練するものへと転換させるべきである。

具体策5 法学部のあり方を見直し、法曹の能力的な多様化と深化を図る

多様な法曹を社会に送り出すには、法学以外も学んだ者が法曹になることが望ましい。法学部については、法解釈学を中心とする教育から、哲学、政治学、公共政策、法社会学、経済学、会計

学など法解釈学以外を中心とする、あるいは法解釈の基本前提となる社会科学や人文科学に関する基礎教養、基礎能力を高めるための教育へと進化させるべきである。

具体策6 事前規制の緩和と事後チェック・監視機能の強化によって、市場の規律を働かせ、法曹の質と量を両立させる

リーガル・サービスは利用者と弁護士との間の情報格差が大きい。透明性を高めるためにも、弁護士の利用者に対する開示義務・説明義務を強化し、現状の広告規制を見直すべきである。また、弁護士会や司法研修所の機能の一部を活用して、専門認定制

度の構築を検討すべきである。加えて、懲戒制度などの事後チェック体制の強化、弁護過誤被害者救済のための弁護士が強制加入する弁護士賠償保険制度の創設などによって事後規制を強めるべきである。